

確定給付企業年金実務基準

表題・目次

【変更前】

[平成28年12月改訂]

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第1章 基礎率	7
第2章 財政方式	10
第3章 掛金	12
第4章 財政検証	27
第5章 財政計算	50
第6章 その他の事項	53
第7章 年金数理人の確認	61
第8章 様式(「簡易な基準」を除く)	62
第9章 簡易な基準	76
第10章 「簡易な基準」の様式	78

【変更後】

[平成 29年●月改訂]

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第 1 章 基礎率	7
第 2 章 財政方式	10
第 3 章 掛金	12
第 4 章 財政検証	27
第 5 章 財政計算	50
第 6 章 その他の事項	53
第 7 章 年金数理人の確認	61
第 8 章 様式(「簡易な基準」を除く)	62
第 9 章 簡易な基準	76
第 10 章 「簡易な基準」の様式	78
<u>補足事項 財政悪化リスク相当額</u>	<u>90</u>

【変更理由】

財政悪化リスク相当額を補足事項として追加することに伴う変更

第1章 基礎率

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
第1章 基礎率	3. その他留意事項 (1) 予定利率 規則第43条に留意して、事業主等が主体的に決定すること。	

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
第1章 基礎率	3. その他留意事項 (1) 予定利率 <u>規則第43条に基づき事業主等が決定していることを確認すること。</u>	

【変更理由】

新設される財政悪化リスク相当額の補足事項の表現に合わせて変更

【新設】

数理関係事項	実務基準内容	備考
財政悪化リスク相当額	<p>○財政悪化リスク相当額の算定方法（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金）</p> <p>1. 標準的な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。 <p style="margin-left: 2em;">リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額</p> $= \sum_{6\text{資産}} \text{各リスク係数対象資産} \times \text{各リスク係数}$ <p style="margin-left: 2em;">財政悪化リスク相当額</p> $= \text{リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額} \\ \times \text{Min} (\text{リスク係数対象資産の合計額} + \text{その他の資産の額}, \\ \text{通常予測給付額の現価}) \\ / \text{リスク係数対象資産の合計額}$ <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。 <p>2. 特別算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算の計算基準日において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。 ・標準的な算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 ・政策的資産構成割合を変更し、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となることが見込まれる場合、その段階で財政計算を行わないのであれば、特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 <p>3. 特別算定方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別算定方法の例示として、標準的な算定方法に準じる方法やTVaRによる方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な算定方法とは、特別算定方法以外の算定方法を指す。 ・資産は規約型企業年金の事業主又は企業年金基金（以下、「事業主等」という。）が法令等に基づき区分する。 ・事業報告書の資産区分を、事業主等が法令等に基づき区分したものとみなすことは可能（特別算定方法において資産を区分する場合も同じ）。 ・リスク係数およびリスク係数対象資産とは、平成28年厚生労働省告示第412号の別表に定められているリスク係数および6資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産）を指す。 ・その他の資産とは、リスク係数対象資産以外の資産を指す。 <p>・計算基準日から財政計算の（作業）時点までの間に政策的資産構成割合を変更した場合であって、当該変更後の政策的資産構成割合を勘案して財政計算の財政悪化リスク相当額を算定するときは、特別算定方法により算定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示に基づく方法であっても、事業主等の個別の事情に基づき審査、判定される（例示に基づく方

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[例示①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <p>[例示②]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、リスク係数対象資産の組み合わせと同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <p>[例示③]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ（商品）等に細分化される資産についてそ 	<p>法であっても妥当な方法とならない場合があることに留意)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク／リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。 ・その他の資産に区分した為替ヘッジ付き外国債券や新株予約権付社債について、政策的資産構成割合では国内債券とみなしている場合に、その他の資産から当該国内債券とみなしている部分を除いて取り扱うなど。 ・その他の資産として区分したファンド等のリスク／リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 ・財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。 ・その他の資産に区分した為替変動を半分ヘッジする外国債券の場合、半分を外国債券、残り半分を国内債券とみなして取り扱うなど。 ・その他の資産として区分したファンド等がリスク係数対象資産の組み合わせであると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産のみなし構成比により按分し、按分された資産をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 ・財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。 ・その他の資産の細分化は、事業報告書の「その他資産の内訳」を使

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>それぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の割合が20%未満である場合、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該細分化された資産の係数の定め方として、代表的な市場インデックスやベンチマークから事業主等が定める方法が考えられる。この場合、当該細分化された資産のリスク／リターン特性との類似性を考慮する必要がある。 当該細分化された資産の係数の定め方として、複数の代表的な市場インデックスやベンチマークから算出された結果を組み合わせて事業主等が定める方法も考えられる。 運用機関が推計している各資産のリスク／期待リターンを使用することも考えられる。 リスク／リターンは経年的に変動するため、代表的な市場インデックスやベンチマーク、運用機関が推計している各資産のリスク／期待リターンの動向に留意し、定期的に係数を再算定することが望ましい。 <p>〔例示④〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法の資産区分ごとに、政策的資産構成割合の策定時に想定しているリスクに基づいて係数を定め、各資産に係数を乗じたものを単純に合算して財政悪化リスク相当額を算定する方法。 その他の資産の係数は、政策的資産構成割合の策定時に想定している他の資産に係るリスクから算定する方法が考えられる。また、その他の資産以外の資産の係数は、標準的な算定方法と同じリスク係数を使用することが考えられる。 その他の資産の係数を定める際には、他の資産の内訳（〔例示③〕の分類など）ごとにリスクを想定して算定することが望ましい。例えば、他の資産の内訳ごとのリスク係数を定める際には、〔例示③〕に基づいて、他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ（商品）等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除い 	<p>用する方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の「その他資産の内訳」を使用してその他資産の細分化をする場合には、保有するファンド等のリスク／リターン特性を考慮しているものと考えられる。 代表的な市場インデックスやベンチマークとして、次のようなものが検討でき、細分化された資産に適切なものを使用する。 (ヘッジファンドの例示) Credit Suisse/Tremont Hedge Fund Research Hennesse Eurekahedge （不動産の例示） 東証REIT指数 NCREIF index MSCI US REIT Index （プライベート・エクイティの例示） Thomson Reuters Private Equity Buyout Index S&P Listed Private Equity Index （コモディティ（商品）の例示） S&P GSCI Commodity Index Thomson Reuters/CoreCommodity CRB Index 各資産の係数は、代表的な市場インデックスやベンチマークの一つから算出する方法や、複数の算出結果から算定する方法（例：複数の算出結果の平均とする）等が考えられる。 政策的資産構成割合は、代議員会や運用委員会での十分な議論や労使合意により策定されているため、当該政策的資産構成割合の策定時に想定したリスクを使用することは妥当であると考えられる。 政策的資産構成割合の策定が財政計算より前である場合、政策的資産構成割合の策定時点で想定しているリスク／リターンが財政計算時点でのリスク／リターンと乖離している可能性があるため、当該財政計算において算定方法の妥当性の判断を行う等の留意が必要。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>たその他の資産の係数を政策的資産構成割合の策定期に想定しているその他の資産に係るリスクと同じものとして算定することが考えられる。ただし、政策的資産構成割合のその他の資産の内訳にかかわらず、その他の資産全体に対してリスクを想定することができる場合は、その他の資産全体で一つの係数を算定することも否定されない。</p> <p>・将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで各資産の係数を算定することも可能。この場合には、計算基準日時点の保有資産残高に政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。</p> <p>[例示⑤]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日時点の資産構成割合又は政策的資産構成割合に基づき、事業主等が想定している各資産の期待収益率および標準偏差から、対象期間を20年間程度、測定期間1年としたTVaR(95%)により、資産全体で一つの係数を算定する方法。 ・係数の算定において、標準的な算定方法と同様に、各資産間の相関を考慮しないことも可能。 <p>[係数の算定方法の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示③～⑤において例示として示した方法をはじめ、区分した資産に係数を乗じる過程を経て財政悪化リスク相当額を算定する方法における係数については、信頼できるヒストリカルデータ等から標準偏差を算定し、TVaR(95%)として算定することが考えられる。 <p><具体的な算定例></p> <p>対象期間：1995年～2015年（21年間）</p> <p>測定期間：1年</p> <p>対象データ：月次データ</p> <p>変動率(0) = (1995年12月終値 - 1994年12月終値) / 1994年12月終値</p> <p>以下同様に</p> <p>変動率(1) = (1996年1月終値 - 1995年1月終値) / 1995年1月終値</p> <p>.....</p> <p>変動率(239) = (2015年11月終値 - 2014年11月終値) / 2014年11月終値</p> <p>変動率(240) = (2015年12月終値 - 2014年12月終値) / 2014年12月終値</p> <p>を求める。</p> <p>変動率の標本平均 = $\frac{1}{241} \sum_{t=0}^{240} \text{変動率}(t)$</p> <p>変動率の標準偏差 = $\sqrt{\frac{1}{241-1} \sum_{t=0}^{240} (\text{変動率}(t) - \text{変動率の標本平均})^2}$</p> <p>を求め、TVaR(95%) = $2.06 \times (\text{正規分布の標準偏差})$ より、係数 = $2.06 \times (\text{変動率の標準偏差})$ と算定する。</p>	<p>・例示④の方法により財政計算を実施した後からその次の財政再計算を実施するまでの間において、政策的資産構成割合と実際の資産構成割合が大きく乖離する場合、想定しているリスク／リターンも乖離している可能性があるため、その次の財政再計算に算定方法の継続使用の妥当性の判断を行う等の留意が必要。</p> <p>・ヒストリカルデータとしては、対象期間20年間程度、測定期間（タイム・ホライズン）1年とすることが考えられる。</p> <p>・20年間程度のヒストリカルデータを取得することが困難な場合には、ヒストリカルデータに準ずると考えられる運用商品開発時等の信頼できるデータを使用することも否定されない。</p> <p>・20年間程度のヒストリカルデータを取得することが困難な場合や20年より短い対象期間でも信頼できる係数を算定できると考えられる場合は、20年より短いヒストリカルデータで係数を算定することも否定されない。例えば、運用商品の特性を考慮し、Global Investment Performance Standardsを参考に、3年間のヒストリカルデータ（36個の月次リターン）から年率換算した標準偏差を算定する方法も考えられる。</p>